

追 加 議 事 日 程 (1)

第 2 回 定 例 会
R 6 . 2 . 6 午 後 3 時
狛 江 市 役 所 4 階 特 別 会 議 室

1 審 議 事 項

- (1) 議 案 第 6 号
狛 江 市 立 学 校 長 及 び 副 校 長 人 事 の 内 申 に つ い て
- (2) 議 案 第 7 号
狛 江 市 学 校 給 食 費 の 徴 収 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 の
臨 時 代 理 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て
- (3) 議 案 第 8 号
狛 江 市 教 育 委 員 会 職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

議案第6号

狛江市立学校長及び副校長人事の内申について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

「令和6年度小中学校管理職配置案」を受け、東京都教育委員会に対して管理職配置について内申を行う。

議案第 7 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 6 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 1 項に基づき教育長が臨時代理したことの承認を求める。

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和6年2月1日
教育委員会規則第1号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和元年教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(学校給食費の額)		(学校給食費の額)	
第4条 条例第4条に規定する学校給食費の額は、 <u>実費相当を基本とし、</u> 8月を除き、別表第1のとおりとする。		第4条 条例第4条に規定する学校給食費の額は、8月を除き、別表第1のとおりとする。	
2 臨時喫食者の学校給食費の額は、 <u>実費相当を基本とし、</u> 別表第2のとおりとする。		2 臨時喫食者の学校給食費の額は、別表第2のとおりとする。	
3 前2項の規定に <u>かかわらず、</u> 狛江市立学校に在籍する児童等が3人以上いる世帯における上から3人目以降の児童等の学校給食費の額は、0円とする。		3 前2項の規定に <u>関わらず、</u> 狛江市立学校に在籍する児童等が3人以上いる世帯における上から3人目以降の児童等の学校給食費の額は、0円とする。	
4・5 (略)		4・5 (略)	
(学校給食費の徴収)		(学校給食費の徴収)	
第5条 市長は、学校給食費を申込者の指定する金融機関口座からの振替により徴収する。この場合において、金融機関は狛江市学校給食費の取扱金融機関（以下「金融機関等」という。）に限る <u>ものとし、</u> 口座からの振替により難い場合については、 <u>市長が別に定める方法により納付することができる。</u>		第5条 市長は、学校給食費を申込者の指定する金融機関口座からの振替により徴収する。この場合において、金融機関は狛江市学校給食費の取扱金融機関（以下「金融機関等」という。）に限る。	
2・3 (略)		2・3 (略)	
付 則		付 則	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 <u>第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食費の額は、児童等については、0円とする。</u>			
別表第1 （第4条第1項関係）		別表第1 （第4条第1項関係）	
喫食者（児童等及び教職員等）	月額	喫食者（児童等及び教職員等）	月額

改正後		改正前	
(略)		(略)	
小学校の教職員等	<u>5,039円</u>	小学校の教職員等	<u>4,689円</u>
中学校の教職員等	<u>5,518円</u>	中学校の教職員等	<u>5,168円</u>
別表第2 (第4条第2項関係)		別表第2 (第4条第2項関係)	
臨時喫食者(児童等、保護者及び教職員等)	日額	臨時喫食者(児童等、保護者及び教職員等)	日額
(略)		(略)	
小学校の教職員等及び保護者	<u>294円</u>	小学校の教職員等及び保護者	<u>274円</u>
中学校の教職員等及び保護者	<u>322円</u>	中学校の教職員等及び保護者	<u>302円</u>

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定については、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

狛江市教育委員会職員の懲戒処分について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 6 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育委員会職員の懲戒処分等の手続に関する事務取扱要領（平成 26 年教育長決裁）第 4 条の規定に基づき、狛江市職員懲戒等審査会に対し諮問した懲戒処分の検討について、同審査会から答申があったことから、処分の決定について審議する。

職員の懲戒処分について

下記のとおり会計年度任用職員の懲戒処分を決定いたしたい。

記

1 被処分者

教育部会計年度任用職員 40歳代 男性 停職3箇月

2 処分年月日

令和6年2月13日

3 処分内容及び理由

令和5年12月25日（月）、当該会計年度任用職員は勤務先の市立中学校において、体育館に置き忘れてあった生徒所有の運動靴を衝動的に窃盗し、当該会計年度任用職員所有のリュックサックに隠匿し、その事実を隠蔽しようとした行為を認めたことから、この非違行為について地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により停職処分とする。